

沖縄県青少年保護育成条例及び施行規則の一部改正の概要

1 改正の理由

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下、青少年インターネット環境整備法という。）」の改正を踏まえ、所要の改正を行ったもの。

2 条例の一部改正の内容

(1) 青少年の確認義務等

青少年インターネット環境整備法で規定されたことを踏まえ、削除した。

(2) 青少年等への説明義務等（第18条の8第1項関係）

ア 事業者に対し、フィルタリングサービスの説明に加え、フィルタリング有効化措置の必要性等の説明を義務化。

イ 説明時の交付書面については、電磁的記録も可とした。

(3) フィルタリング有効化措置に関する義務（第18条の8第4項、第5項関係）

ア 保護者に対し、フィルタリング有効化措置の設定を講じない場合は、正当な理由を付した書面（電磁的記録も可）の提出を義務化。

イ 上記書面の保存を義務化。

(4) その他所要の改正。（第2条から第5条まで、第7条、第10条、第12条、第13条から第14条まで、第16条、第18条、第18条の2、第18条の4、第18条の6、第20条及び第22条関係）

3 施行規則の一部改正の内容

(1) 条例で規定する事業者の説明事項（第10条の2関係）

保護者がフィルタリング有効化措置の設定を講じないことを申し出た場合は、正当な理由を付した書面の提出義務があることの説明を追加するとともに、青少年インターネット環境整備法第14条で規定された内容及び条例に規定した内容を削除した。

(2) 提出書面の保存期間（第10条の3関係）

保護者がフィルタリング有効化措置を講じない場合に提出した書面の保存期間を追加。

4 施行日

平成30年7月20日